

## 第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設等について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① アマチュア無線局を開設しようとする者は、総務大臣の  A  を受けなければならない。  
 ② ①の規定による  A  がないのに  B  した者は1年以下の懲役又は  C  の罰金に処する。

	A	B	C
1	免許	送信空中線を設置	50万円以下
2	免許	無線局を開設し、又は運用	100万円以下
3	登録	無線局を開設し、又は運用	50万円以下
4	登録	送信空中線を設置	100万円以下

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の落成後の検査等について述べたものである。電波法（第10条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 A  ときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。  
 ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その  B  を省略することができる。  
 ③ 電波法第8条第1項第1号の工事落成の期限（同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に①の届出がないときは、 C  。

	A	B	C
1	工事落成の予定期日になった	全部	総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない
2	工事落成の予定期日になった	一部	予備免許は、その効力を失う
3	工事が落成した	一部	総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない
4	工事が落成した	全部	予備免許は、その効力を失う

A-3 次の記述は、無線局の免許人の申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が  A  又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B  と認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B
1	電波の型式、周波数、無線設備の設置場所	電波の規整その他公益上必要がある
2	電波の型式、周波数、無線設備の設置場所	混信の除去その他特に必要がある
3	識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上必要がある
4	識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他特に必要がある

A-4 次の記述は、無線局の免許状の訂正について述べたものである。無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、電波法第21条（免許状の訂正）の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）に対し、 A  を付して、その旨を  B  ものとする。  
 ② ①の場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。  
 ③ 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を  C  。

	A	B	C
1	事由及び訂正すべき箇所	申請する	返さなければならない
2	事由	届け出る	返さなければならない
3	事由	申請する	廃棄しなければならない
4	事由及び訂正すべき箇所	届け出る	廃棄しなければならない

A-5 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の  A 周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の  B 周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、 C で表す。

- |   | A  | B  | C         |
|---|----|----|-----------|
| 1 | 基準 | 占有 | 百万分率又はヘルツ |
| 2 | 割当 | 特性 | 百万分率又はヘルツ |
| 3 | 基準 | 特性 | 百万分率      |
| 4 | 割当 | 占有 | 百万分率      |

A-6 次の記述は、無線設備の安全施設について述べたものである。電波法（第30条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、 ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

- 1 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える
- 2 他の無線設備の機能に重大な障害を与える
- 3 他の電氣的設備の機能に障害を与える
- 4 電磁環境に影響を与える

A-7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧  A 又は直流の電圧  B を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は  C の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

- |   | A      | B      | C           |
|---|--------|--------|-------------|
| 1 | 350ボルト | 750ボルト | 金属遮へい体      |
| 2 | 300ボルト | 900ボルト | 金属遮へい体      |
| 3 | 300ボルト | 750ボルト | 接地された金属遮へい体 |
| 4 | 350ボルト | 900ボルト | 接地された金属遮へい体 |

A-8 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第20条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。
- 2 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 3 満足な指向特性が得られること。
- 4 整合が十分であること。

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが  B であるときに人命の救助、 C 、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

- |   | A         | B     | C     |
|---|-----------|-------|-------|
| 1 | 電気通信業務の通信 | 著しく困難 | 財貨の保全 |
| 2 | 有線通信      | 非能率的  | 財貨の保全 |
| 3 | 有線通信      | 著しく困難 | 災害の救援 |
| 4 | 電気通信業務の通信 | 非能率的  | 災害の救援 |

A-10 次の記述は、無線局の擬似空中線回路の使用について述べたものである。電波法（第57条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、次に掲げる場合には、 A 擬似空中線回路を使用しなければならない。

- (1)  B とき。  
 (2) 実験等無線局を運用するとき。

A	B
1 なるべく	無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する
2 なるべく	工事設計書に記載した空中線を使用することができない
3 総務省令で定める	無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する
4 総務省令で定める	工事設計書に記載した空中線を使用することができない

A-11 無線局が、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞<sup>おそれ</sup>があるときにとるべき措置として正しいものはどれか。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の通信が行われているときは、少なくとも3分間経過した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 2 混信を与えないように注意しながら呼出しをしなければならない。
- 3 空中線電力を低下した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 4 その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

A-12 次の記述は、アマチュア局の無線電話通信において、他の無線局を一括して呼び出そうとするときに順次送信する事項である。無線局運用規則（第18条、第127条及び第261条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 各局	<input type="text"/> A
② こちらは	1回
③ 自局の呼出符号	<input type="text"/> B
④ どうぞ	1回

A	B
1 3回	2回以下
2 3回	3回以下
3 2回以下	2回以下
4 2回以下	3回以下

A-13 次の記述のうち、欧文によるモールス無線通信において、「通信の完了符号」を示す略符号をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 . . . - . .
- 2 . - .
- 3 - . . . -
- 4 . - . . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 次の記述のうち、モールス無線通信において、「こちらは、そちらへ伝送するものではありません。」を示すQ符号をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 -- . - . . . --
- 2 --- . - . - .
- 3 -- . - . - . . -
- 4 --- . - . . . - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号の組合せが適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 AUSTRIA	・－ －・・ ・・・ － ・－・・ ・・ －・
2 FINLAND	・・－・ ・・ －・ ・－・ ・－ －・ －・・
3 GERMANY	－・・ ・ ・－・ －－ ・－ －・ －・－
4 SWEDEN	・・・ －・・ ・ ・－－ ・ －・

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 次の記述のうち、P J Z H B X K V 3 7 をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1	・－－・	・－－	－・－	－・・	・・－	－・－	－・	・・・	・・－	・・－	・・－
2	・－－・	－・・	・－	・・	・・－	－・	－・	－・	・・	・・	－・
3	・－	・・	－・	・・	－・	・・	・・	・・	－・	－・	－・
4	・－	・・	－・	・・	－・	・・	－・	・・	－・	・・	－・

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、総務大臣がその職員をアマチュア無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合を述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局の発射する  が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して  電波の発射の停止を命じたとき。
- ② ①の命令を受けた無線局からその発射する  が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ③  の施行を確保するため特に必要があるとき。

	A	B	C
1	電波の質	臨時に	電波法
2	電波の型式及び周波数	3箇月以内の期間を定めて	電波法
3	電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波法又は電気通信事業法
4	電波の型式及び周波数	臨時に	電波法又は電気通信事業法

A-18 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第79条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は  以内の期間を定めて  することができる。

	A	B
1	1箇月	その業務に従事することを停止
2	1箇月	違反に係る無線局の運用を停止
3	3箇月	違反に係る無線局の運用を停止
4	3箇月	その業務に従事することを停止

A-19 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか。電波法（第42条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法の規定に違反し、期間を定めて、業務に従事する無線局の運用の停止の処分を受け、その停止の期間の満了の日から2年を経過しない者
- 2 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 4 日本の国籍を有しない者

A-20 次の記述は、重要無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ①  A 又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、 B 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 C 又は250万円以下の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

A	B	C
1 固定業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	5年以下の懲役
2 固定業務	電気事業に係る電気の供給の業務	10年以下の懲役
3 電気通信業務	電気事業に係る電気の供給の業務	5年以下の懲役
4 電気通信業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	10年以下の懲役

A-21 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務（第三地域に限る。）に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 1,606.5 kHz ~ 1,800 kHz  
2 1,800 kHz ~ 2,000 kHz  
3 2,000 kHz ~ 2,065 kHz  
4 2,065 kHz ~ 2,107 kHz

A-22 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信局は、 A ため  B 電力で輻射する。

A	B
1 業務を満足に行う	必要な最小限の
2 業務を満足に行う	必要かつ十分な
3 混信を避ける	必要かつ十分な
4 混信を避ける	必要な最小限の

A-23 次の記述のうち、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局がとるべき措置として正しいものはどれか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。  
2 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない。  
3 国際電気通信連合に報告しなければならない。  
4 違反した局に連絡しなければならない。

A-24 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 A ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- ② 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、 B を守ることを要する。

A	B
1 設置し、又は運用する	無線通信の規律
2 無線設備を所有する	電気通信の秘密
3 無線設備を所有する	無線通信の規律
4 設置し、又は運用する	電気通信の秘密

B-1 次の記述は、電波法に定める用語の定義である。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 「電波」とは、 ア 以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電信」とは、電波を利用して、 イ を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、 ウ を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための  エ をいう。
- ⑤ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の  オ を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

- |             |          |            |         |       |
|-------------|----------|------------|---------|-------|
| 1 500万メガヘルツ | 2 モールス符号 | 3 音声       | 4 電氣的設備 | 5 操作  |
| 6 300万メガヘルツ | 7 符号     | 8 音声その他の音響 | 9 通信設備  | 10 管理 |

B-2 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 周波数をその  ア 内に維持するため、送信装置は、できる限り  イ によって  ウ に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその  ア 内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り  エ によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起り得る  オ によっても周波数をその  ア 内に維持するものでなければならない。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 1 占有周波数帯幅の許容値 | 2 許容偏差           |
| 3 商用電源の電圧の変動  | 4 電源電圧又は負荷の変化    |
| 5 気象の変化       | 6 外圍の温度若しくは湿度の変化 |
| 7 発振周波数       | 8 変調周波数          |
| 9 振動又は衝撃      | 10 環境の変化         |

B-3 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

ア 法律に別段の定めがある場合を除くほか、 イ の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。）を傍受してその  ウ 若しくは内容を  エ 、又はこれを  オ してはならない。

- |          |       |       |      |           |
|----------|-------|-------|------|-----------|
| 1 無線従事者は | 2 関係者 | 3 公表し | 4 特定 | 5 窃用      |
| 6 何人も    | 7 存在  | 8 漏らし | 9 一般 | 10 他人の用に供 |

B-4 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア LIMA	...- . . - - . -
イ OSCAR	- - - . . . - . - . - . - .
ウ MIKE	- - . . - . - .
エ DELTA	- . . . . . - . - . -
オ ROMEO	. - . - - - - - . - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、免許人が次の(1)から(6)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き  ア  以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は  イ  の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5)  ウ  の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が  エ  に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から  オ  を経過しない者に該当するに至ったとき。

- |            |                |
|------------|----------------|
| 1 電波法又は放送法 | 2 電波法又は電気通信事業法 |
| 3 工事設計の変更  | 4 無線設備の変更の工事   |
| 5 電波の発射    | 6 無線局の運用       |
| 7 6箇月      | 8 1年           |
| 9 2年       | 10 3年          |

B-6 次の記述は、有害な混信の定義である。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の  ア  の運用を  イ  し、又は  ウ  に従って行う  エ  の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを  オ  し、若しくは  イ  する混信をいう。

- |          |      |             |        |           |
|----------|------|-------------|--------|-----------|
| 1 電気通信業務 | 2 制限 | 3 その属する国の法令 | 4 安全業務 | 5 反覆的に中断  |
| 6 無線通信業務 | 7 妨害 | 8 無線通信規則    | 9 特別業務 | 10 一時的に中断 |